

平成25年9月20日

長野県議会

議長 本郷 一彦 様

県の施策に関する

陳 情 書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、8月29日開催の第133回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年9月20日

長野県議会

議長 本 郷 一 彦 様

長野県市長会会長

松本市長 菅 谷 昭

県に対する提案・要望事項目次

1	「家屋評価の手引（木造編）」の内容更新について……………	1
2	小児初期救急医療体制整備事業補助金補助基準の見直しについて…	2
3	風疹予防接種助成費用の補助について……………	3
4	「水資源保全地域の指定」に係る取り組み及び指定業務に対する財政支援について……………	4
5	国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援について…	5
6	果樹共済作物の適用拡大について……………	6
7	果樹共済制度における共済掛金の県の補助制度創設について……………	7
8	農地における営農型太陽光発電の実施に係る一時転用許可期間の延長について……………	8
9	有害鳥獣対策予算の確保について……………	9
10	農作物等災害緊急対策事業に果樹緊急生産維持対策事業の創設について……………	10
11	ため池耐震事業の制度の見直しについて……………	11

12	農業用水を活用した小水力発電の推進について……………	12
13	大型破碎機の更新・活用について……………	13
14	排水ポンプ車の配備について……………	14
15	河川区域内の雑木等の伐採（河床整備）について……………	15

1 「家屋評価の手引（木造編）」の内容更新について

固定資産税に係る家屋評価を行う参考資料「家屋評価の手引き（木造編）」（以下「手引」という。）について、平成 27 年度評価替えに向け市町村と県が協力して内容の更新を行うとともに、今後の評価替えの都度、定期的に内容の更新がなされることを陳情します。

2 小児初期救急医療体制整備事業補助金補助基準の見直しについて

県の「小児初期救急医療体制整備事業補助金交付要綱」では、同じ二次医療圏から複数の申請があった場合、補助限度額を按分するとされているため、この補助基準の撤廃を陳情します。

3 風疹予防接種助成費用の補助について

過去に風疹の予防接種を受ける機会がなかった等により、接種率の低かった世代を中心に全国的に風疹が流行しています。

予防接種制度の谷間の世代が任意に予防接種を受ける際、妊娠を予定している女性及び妊婦の夫に対し、市町村が助成することができるよう、国庫補助制度を創設するよう陳情します。

4 「水資源保全地域の指定」に係る取り組み及び指定業務に対する財政支援について

本年3月25日施行されました「長野県豊かな水資源の保全に関する条例」による基本指針（素案）が示されたところです。

「水資源保全地域の指定」にあたっては、土地所有、利用状況等を勘案し、当該区域を所管する市町村長が指定申請をすることなどを定めています。

この指定申請に係る各市の取組及び指定業務に関する県の支援を陳情します。

5 国の循環型社会形成推進交付金による市町村の財政支援 について

循環型社会形成推進交付金制度は、市町村等が実施する廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額を確実に交付するよう陳情します。

また、エネルギー回収推進施設及び最終処分場に係る用地費並びに周辺環境施設整備に要する費用についても、新たに交付対象とするよう陳情します。

6 果樹共済作物の適用拡大について

農業災害補償法では、リンゴ、ブドウ、モモ、ナシ、オウトウ、ビワ、柿、栗、梅、スモモ等を共済の対象作物としておりますが、それ以外の、くるみ、あんず、ブルーベリーを対象品目とした果樹共済制度を創設するためには、農業災害補償法の対象品目にする政令改正が必要ですので、国及び長野県農業共済組合連合会に対して政令改正に向けた働きかけをしていただきたく陳情します。

また、柿、栗、梅など、農業災害補償法において、すでに対象品目になっている果樹について、共済加入が図れるよう制度の拡充を、県から長野県共済組合連合会へ要望していただきたく陳情します。

7 果樹共済制度における共済掛金の県の補助制度創設 について

園芸王国と言われるに相応しい長野県独自の補助事業として、農業共済（特に果樹共済）掛金に対する補助制度創設を陳情します。

8 農地における営農型太陽光発電の実施に係る一時転用許可期間の延長について

農地（農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地）に支柱を立てて営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合は、農地法に基づく3年以内の一時転用許可の対象とされています。営農等に支障がないと認められる場合は再度一時転用許可を行うことができますが、一時転用期間が満了する3年毎に再度許可申請が必要となるため、現行期間の延長及び手続きの省略化、処理事務の簡素化を陳情します。

9 有害鳥獣対策予算の確保について

鳥獣被害防止総合対策交付金については、対策に必要な予算を確保するよう県から国への働きかけを陳情します。

また、県においては、国の活用可能な予算の確保について、積極的な検討・対応を行うよう陳情します。

10 農作物等災害緊急対策事業に果樹緊急生産維持対策事業の創設について

補助対象事業に応急事業、緊急対策事業以外に、翌年への栽培につながる果樹の樹勢を維持するための費用を対象とする対策事業を創設するよう陳情します。

11 ため池耐震事業の制度の見直しについて

東日本大震災では、東北地方を中心にため池等の農業水利施設が被災し、3箇所のため池が決壊しました。ため池の耐震化を促進するため、耐震改修に関する補助事業における地元負担率の軽減と調査費の全額国費補助の延長を陳情します。

12 農業用水を活用した小水力発電の推進について

農業用水を活用した小水力発電推進のためには、県営事業による小水力発電施設建設等が有効であり、県の主体的な取組を強化するよう陳情します。

また、団体営土地改良事業で実施する場合は、設計や各種協議、申請等については、県が手続等を代行するとともに、県の助成を現在の1%から10%とするなど、小水力発電推進のため、技術面及び財政面での支援を強化するよう陳情します。

13 大型破碎機の更新・活用について

間伐材利活用を目的に長野県が保有する大型破碎機は、老朽化に伴い平成 25 年度をもって市町村への貸出しをしないこととされています。

大型破碎機を更新し、必要に応じて貸出しできる体制の維持を陳情します。

14 排水ポンプ車の配備について

犀川をはじめとする河川の増水により支川の内水被害が発生するため、内水排水用ポンプ車を中信地区にも配備するよう陳情します。

15 河川区域内の雑木等の伐採（河床整備）について

雑木等が生い茂る河川が、有害鳥獣であるイノシシ、クマ等の隠れ場所・通路となっていると思われることから、県が管理する一級河川敷内の整備を陳情します。

また、市町村が管理する普通河川等敷地の整備に対する県の支援を陳情します。